

「FOODEX JAPAN2022」和歌山県ブース出展募集要項（追加募集）

和歌山県では、農水産物や加工食品の販路拡大のため、「FOODEX JAPAN 2022」（第47回国際食品・飲料展）に和歌山県ブースを出展します。FOODEX JAPAN は、幕張メッセ（千葉市）で開催されるアジア最大級の国際食品・飲料専門の展示商談会です。

和歌山県が出展するブースの中で、出展事業者の方々に商品等を展示していただきますので、個別に出展する場合に比べて展示面積はやや狭くなりますが、相乗効果により来場者が多くなる点が期待されます。また、県が装飾等の費用を負担しますので、各出展事業者様は経費を抑えて出展することができます。

この度、6月10日に募集を締め切りましたが、予定の出展事業者数に達していないことから、下記のとおり追加募集を行います。

記

1 概要

- (1) 日時：令和4年3月8日（火）～11日（金）4日間
10：00～17：00（最終日は16：30まで）
- (2) 場所：幕張メッセ 全館（千葉県千葉市美浜区中瀬2-1）
- (3) 主催者：一般社団法人日本能率協会、一般社団法人日本ホテル協会、
一般社団法人日本旅館協会、一般社団法人国際観光日本レストラン協会、
公益社団法人国際観光施設協会
- (4) 過去の概要：2021年実績 出展者数1,313社（1,459ブース）、来場者数25,754名
※詳細については、下記公式ホームページをご覧ください。
(URL) <https://www.jma.or.jp/foodex/>

2 出展事業者の条件

県内で生産又は加工された食品等を取り扱う県内事業者又は団体等のうち、以下の条件すべてを満たす者を対象とします。

- (1) 和歌山県内に生産・製造又は販売に関する主たる施設を持つこと。
- (2) 商品の販路拡大に意欲的であること。
- (3) 出展期間中、商談担当者が出展ブースに常駐して商談活動を行うこと。
- (4) 出展期間中、裁判等で紛争中の商品又は表示は使用しないこと。
- (5) 共同出展のため、展示位置により集客には差異が発生することを了承すること。
- (6) 出展に関連した講習会等への出席や商談会終了後のアンケート調査等に協力すること。
- (7) 出展負担金を期限までに納付できる資金を有すること。
- (8) 和歌山県税に未納がない者。
- (9) 民事再生、会社更生、特別清算又は破産等の各申立がないこと。

3 追加募集事業者数

1事業者（0.5小間コース：1事業者）

4 出展形態（0.5小間コース）

幅99cm×奥行70cm程度の展示台1台を基本とする出展ブース。

募集事業者数：1事業者

5 出展負担金（0.5小間コース 消費税込み）

出展回数	初回	2回目	3～5回目	6～10回目	11回目～
出展負担金	85,000円	110,000円	135,000円	150,000円	176,000円

※和歌山県ブースへの出展回数により出展負担金が異なりますのでご注意願います。（※中止となった「FOODEX JAPAN 2020」は過去の出展回数に含みません）

※和歌山県ブース全体の基本装飾費用は県が負担します。

※基本装飾以外で必要となる費用（各小間で独自に装飾を行う場合の装飾費用、追加で電気・水道・ガス等の工事を行う場合の工事・使用料金、各種設備レンタル料金）や、旅費・宿泊費、輸送費、試飲・試食に要する費用等は、出展事業者の負担となります。

※一旦納付された負担金は、出展を取りやめた場合及び取り消された場合においても原則返金しませんので、あらかじめ御了承ください。

※指定期日までに出展負担金をお支払いいただけない場合、出展を取消させていただく場合が

あります。

※補助金、助成金を活用した出展ができない場合がありますので、補助金等を活用される場合はあらかじめ、補助金、助成金の担当窓口にお問い合わせください。

※主催者は、天災地変、テロリズムの発生及び感染症のまん延その他の不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により、早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転、または展示会の開催を中止することがあります。

※FOODEX JAPAN 2022 出展規定 第 10 条（展示会開催の変更及び中止）（5）ウの規定により、出展料の 70%が主催者より返金のある場合には、新型コロナウイルス感染症に係る県内事業者に対する支援策の一環として、主催者からの返金分と合わせて、お支払いになられた出展負担金を県から全額返金します。

6 申込方法

別紙出展申込書に必要事項を記入のうえ、下記申込先に御提出ください。

FAXやメールでの提出も可能です。

※出展申込の受領後において、出展条件に反する内容等が判明した場合は、出展を取消させていただきます場合があります。

提出先（事業者の所在地に応じて各管内別窓口へ提出）

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ・和歌山市 | → 県食品流通課に提出 |
| ・海南市、紀美野町 | → 海草振興局に提出 |
| ・紀の川市、岩出市 | → 那賀振興局に提出 |
| ・橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町 | → 伊都振興局に提出 |
| ・有田市、湯浅町、広川町、有田川町 | → 有田振興局に提出 |
| ・御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町 | → 日高振興局に提出 |
| ・田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町 | → 西牟婁振興局に提出 |
| ・新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町 | → 東牟婁振興局に提出 |

振興局等	担当課	担当者	TEL	FAX	MAIL
県庁	食品流通課	高塚	073(441)2815	073(432)4161	takatsuka_k0001@pref.wakayama.lg.jp
海草	農業水産振興課	藪野	073(441)3380	073(441)3476	yabuno_j0004@pref.wakayama.lg.jp
那賀	農業水産振興課	森本	0736(61)0025	0736(61)1514	morimoto_t0019@pref.wakayama.lg.jp
伊都	農業水産振興課	中山	0736(33)4930	0736(33)4931	nakayama_m0021@pref.wakayama.lg.jp
有田	農業水産振興課	裏垣	0737(64)1273	0737(64)1274	uragaki_s0001@pref.wakayama.lg.jp
日高	農業水産振興課	柏木	0738(24)2946	0738(24)2901	kashiwagi_y0014@pref.wakayama.lg.jp
西牟婁	農業水産振興課	浅井	0739(22)1443	0739(26)7945	hane_c0001@pref.wakayama.lg.jp
東牟婁	農業水産振興課	久田	0735(29)2011	0735(21)9642	hisada_n0002@pref.wakayama.lg.jp

7 申込期限

令和3年6月23日（水）必着

※令和3年6月24日（申込期限の翌日）までに受付完了の連絡がない場合は、「9 お問い合わせ先」まで御連絡ください。

8 出展事業者の決定

申込者多数の場合は、食品流通課職員による抽選により決定し、結果については、メールにて連絡いたします。

（抽選にはご参加いただけませんのでご了承ください）

9 お問い合わせ先

和歌山県農林水産部食品流通課 販売促進班 担当 高塚、辻
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL：073-441-2815（直通） FAX：073-432-4161
E-mail：takatsuka_k0001@pref.wakayama.lg.jp